

ごあんない

SOFTIC

一般財団法人 ソフトウェア情報センター



Message

ご挨拶



一般財団法人 ソフトウェア情報センター
理事長 野村豊弘

クラウドサービスに代表される情報技術の著しい発展・普及が国際的に進む今日、コンピュータは産業、社会、家庭とあらゆるところで利用されるようになってきており、今後もその利用は一層拡大していくものと見込まれます。こうした状況において、情報システムの重要な要素でありますソフトウェアの開発・流通・利用の一層の拡大が期待されています。

財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）は、昭和61年12月に通商産業省（現在、経済産業省）、文部省（現在、文部科学省）等関係機関の協力のもとに設立されました。それ以来、ソフトウェアプロダクトに関する普及啓発及び調査研究、ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究を実施するとともに、文化庁長官から指定を受けた「指定登録機関」としてプログラム著作物に係る登録事務を行ってまいりました。

平成9年7月には、ソフトウェア特許情報センター（現在、特許・技術情報センター）を設置し、特許庁のコンピュータソフトウェアデータベースに収録するためのビジネス関連文献を含むソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集事業を開始しました。

また、平成16年9月からは半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務を実施しています。さらに、平成19年7月からはソフトウェア等に関する紛争に係る仲裁及び和解あっせん等のサービスを実施しています。

なお、平成23年4月、一般財団法人に移行しました。

こうした活動を続けてまいりました結果、その実績が評価され、当財団は、国の内外からソフトウェアに関する基礎的情報のセンターとして認められていると言っても過言ではないと思われます。

電子商取引など新たな発展が期待される情報化社会の未来を担うべく、今後とも全力を挙げて事業を展開してまいる所存でございますので、皆様方の一層のご支援、ご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

SOFTICの目的

一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）は、ソフトウェアプロダクトに関する普及啓発及び調査研究、ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究、プログラムの著作物に係る登録事務、半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務を行うことにより、情報化のための基盤整備を促進し、高度情報化社会の健全な発展を図り、もって我が国の産業、経済及び文化の発展に寄与することを目的としています。

SOFTICの事業

1. ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究及び情報提供

ソフトウェア等の権利保護に関しては、著作権法、産業財産権法、不正競争防止法、独占禁止法、民法、商法等の法令が関連しており、各種委員会を設置して、調査研究を行っています。また、内外の学識経験者を集めて国際シンポジウムやセミナーを開催するとともに、海外の動向調査を行っています。さらに、こうした成果を報告書、ニュースレター「SOFTIC Law News (SLN)」、論文誌「SOFTIC Law Review (SLR)」等の発行を通じて情報提供を行っています。

2. ソフトウェアプロダクトに関する普及啓発及び調査研究（ソフトウェア・エスクロウ）

ソフトウェアの開発、流通及び利用を促進するため、ソフトウェア・エスクロウ・エージェント業務の実施と制度の普及、ソフトウェアの流通問題に関する調査研究、セミナーの開催等を実施しています。

3. プログラムの著作物に係る登録事務及び調査研究

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、文化庁長官から指定を受けた「指定登録機関」として、プログラムの著作物の登録事務を実施するとともに、本制度の普及に努めています。

4. 半導体集積回路の回路配置利用権に関する設定登録等事務

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき経済産業大臣より機関登録を受け、半導体集積回路の回路配置利用権の設定登録業務を実施しており、これを通じて半導体集積回路の開発を促進し産業・経済の健全な発展に寄与することに努めています。

5. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

特許庁の審査・審判に利用されている、コンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）に蓄積するために、マニュアル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報、規格関連の技術仕様書等の非特許文献を収集し、検索キーの付与などを行っています。

6. ソフトウェア等に関する紛争に係る仲裁及び和解の仲介

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務省の民間紛争解決事業者としての認証を取得し（平成20年7月28日　認証第18号）、企業間におけるソフトウェア、コンテンツ及びデータベースに関する取引及び知的財産権紛争について、和解あっせんサービスを提供しています。さらには、仲裁、中立評価及び単独判定の各制度が用意されています。

ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究及び情報提供

委員会による調査研究

IT社会における企業活動、企業戦略の中で経営資源としての重要性が増大しているソフトウェアを含む情報財に関する法的保護のあり方、戦略的活用等について、法曹専門家、学識経験者及び産業界の専門家から構成する委員会の設置等によって、産業界のニーズにより着実に応えられるようにすべく、ビジネスを展開する上で検討すべき法制度上の課題等について調査研究を行っています。

各種セミナー等の開催

知的財産権、契約など、話題となるテーマを選び、セミナーを開催しています。また、基礎から上級まで幅広い知識を学ぶ「連続講座」、講師の指導を受けながら判例をゼミ形式で学ぶ「判例ゼミ」も開催しています。

情報提供

ソフトウェア等に関連する各国の判例、法制度の動向等をまとめたニュースレター「SOFTIC Law News (SLN)」、論文誌「SOFTIC Law Review (SLR)」を発行しています。また、ウェブサイトでは法的問題に関する短報「What's Legally New?」を配信しているほか、SNSを通じた情報発信も行っています。

ソフトウェア・エスクロウ・エージェント業務の実施と制度の普及

ソフトウェアのライセンサーとライセンシーが取引を開始するに当たり、ライセンシー保護のために、ソースコードや技術情報を第三者であるエスクロウ・エージェントに預託し、ライセンサーに事故等が発生した場合など一定の条件下で預託物をライセンシーに開示する制度です。また、こうしたライセンシー保護の目的のほか、ソフトウェア担保融資の際に債権者が担保物を確保する目的にも利用することができます。

SOFTICは、わが国では初めてこのエージェント業務を実施しています。

プログラムの著作物に係る登録事務及び調査研究

著作権法の特例法である「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、文化庁長官から指定を受けた「指定登録機関」としてプログラムの著作物の登録事務を実施するとともに、本制度の普及に努めております。また、登録内容についてインターネットによる公示、検索サービス等の情報提供を行っています。

令和３年６月からはプログラム登録に関する証明の請求制度を実施しています。

登録の種類

- 創作年月日の登録
- 第一発行年月日等の登録
- 実名の登録
- 著作権の登録

登録の効果

- 登録することによって、プログラムを特定することが容易となり、また、創作年月日が法律上推定されるなど、プログラム関連訴訟を円滑かつ有利に進めることができます。
- 著作権の登録（譲渡や会社分割による著作権の移転、質権の設定、処分の制限等）は、登録しなければ第三者に対抗することができません。
- プログラム名称等を用いてそのプログラムを特定化することは一般的に困難ですが、登録番号を使用することによりプログラムの特定が容易となり、権利の譲渡、使用の許諾等の取引が便利になります。
- プログラム登録の申請は、著作者、著作権者、発行者等法律上認められる者だけが行うことができます。したがって、真の権利者であることを証明し易くなり、取引の円滑化に役立ちます。
- 登録されたプログラムの権利者は、そのプログラムについて、権利保全の意思を有しているものと考えられます。

半導体集積回路の回路配置利用権に関する設定登録等事務

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき、経済産業大臣より「機関登録」を受け、平成16年9月1日より半導体集積回路の回路配置利用権の登録業務を実施しています。

回路配置利用権登録制度は、回路配置（回路素子及び導線の配置）の創作者の権利を回路配置利用権として保護することにより、回路配置の模倣を防止し、回路配置の取引の安定化、円滑化を図り、半導体集積回路の開発を促進して、産業・経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

半導体回路配置登録業務の主な内容

- 回路配置利用権の設定登録及び権利移転、専用利用権の設定、通常利用権の許諾、質権の設定等の権利関係の登録業務
- 登録された回路配置利用権に関する申請書類及び登録原簿等の閲覧業務
- 設定登録の公示業務

半導体回路配置登録の効果

- 回路配置を独自に開発した者は、登録することにより回路配置利用権を取得します。
- 保護対象は、独自に開発した半導体集積回路配置（回路素子及び導線の配置）です。
- 回路配置利用権者は、登録した回路配置を用いて半導体集積回路を製造し、またはその半導体集積回路を譲渡、貸渡、展示、輸入する排他的権利を有します。
- 回路配置利用権の存続期間は登録後10年間です。
- 回路配置利用権者は、権利侵害者に対し損害賠償請求権、差止請求権を有します。

ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

1985年の著作権法改正により、コンピュータ・プログラムは著作権法上の著作物として保護されることが明確化されましたが、特許庁も、特許によるコンピュータ・プログラムの保護の範囲を漸次拡大してきました。

特許法に規定する発明となるためには、アイディアが自然法則を利用したものでなければなりません。1975年の審査基準では、コンピュータの制御対象が自然法則を利用するものであることが必要とされていましたが、1993年の審査基準では、コンピュータのハードウェア資源を制御すること自体が自然法則の利用であるとして、例えば、数式の計算方法であっても、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されていれば自然法則利用の要件を満たすこととされました。また、特許請求の対象も、1997年に「媒体に格納されたプログラム」まで拡大され、2000年にはプログラム自体も特許可能となりました。

これらへの対応として、特許庁はコンピュータソフトウェアデータベース（以下「CSDB」という）を整備して特許の対象が拡大された分野の先行技術調査が可能な環境を整備することとしました。

当財団では、CSDBの有効なデータベース構築に向けた提言を行い、CSDBの構築にあたって以下のような業務を実施しています。

CSDB検討委員会の運営

コンピュータソフトウェア関連発明の審査が的確に実施されるように、データベースにどのような文献を蓄積すべきかを文献の発行状況や最新の技術の動向、検索の効率化等の観点から総合的に議論して方針を決定しています。

CSDB検討委員会は、様々な観点からの意見を反映するため、学識経験者、法曹界、弁理士、ソフトウェア関連発明の出願を行っている企業、データベース提供事業社等の委員で構成しています。

発行動向の調査

コンピュータソフトウェア関連の情報が掲載された文献等を網羅的に把握するために、　直近に発行された単行本、コンピュータマニュアル、翌年度に収集が可能な学会誌、雑誌等の発行の調査を継続的に行い、CSDBへ蓄積すべき文献の情報を収集しています。また、近年、インターネットで公開される資料や展示会で配布される資料が増加しており、これらについても継続的に調査し発行動向を把握しています。

これらの調査は、永年の経験と最新の発行動向に対する見識を有する職員と、さらにコンピュータソフトウェア関連発明の特許審査に知見を有する職員が担当し、収集した文献の情報の中から蓄積すべき候補文献を選定し、CSDB検討委員会での審議を経て収集予定書籍リストの作成を行っています。

文献等の収集

書店やネット通販を通して収集予定書籍リストに掲載された文献の収集を行います。入手が困難なものもこれまでのノウハウを駆使して可能な限り収集する体制を整備しています。それでも売り切れや廃刊で収集が不可能な場合には、同様の内容が記載された文献を調査してCSDB検討委員会に提案し収集に加えます。

インターネットで公開される資料は、独自のシステムを利用して効率的にダウンロードし、タイムスタンプを付与して公知日を確定しています。

また、展示会については、財団から主催者に連絡をとったうえで職員を展示会に派遣し資料の収集を行っています。

文献の調査・解析

検索を容易にするために文献ごとに検索キーを付与し、データベースとしての継続性が維持されるよう独自の品質管理を行います。検索キー付与にはソフトウェア関連発明を出願した経験のある技術者が担当していますが、校閲者による全件校閲を行うとともに、AIを利用して業務の効率化、正確性の向上により担当者によるバラツキの抑制等を図っています。

ソフトウェア紛争のADRサービスの提供

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務省の民間紛争解決事業者としての認証を取得し（平成20年7月28日　認証第18号）、企業間におけるソフトウェア、コンテンツ及びデータベースに関する取引及び知的財産権紛争について、和解あっせんサービスを提供しています。

さらに、仲裁、中立評価及び単独判定の各サービスを用意しています。

●和解あっせん

中立の第三者（あっせん人）が、当事者の紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続です。一般的には、あっせん人から解決案（あっせん案）が提示され、この案に両当事者が同意することによって解決を図ることができます。令和6年4月からは、法律の改正により、当事者が合意した場合には、和解に基づく民事執行が可能となりました。

●仲裁

裁判所に代わって、当事者の合意（仲裁合意）に基づいて中立の第三者（仲裁人）に紛争の解決を委ね、その判断（仲裁判断）に服する紛争解決手段です。仲裁判断は裁判の確定判決と同一の効果を持ちますので、裁判所から執行決定を得た後強制執行が可能です。

●中立評価

中立の第三者（中立評価人）が、技術的な事項や法律的な問題についての判断（評価）又は解決案の提示を行う手続で、申立てから3カ月で中立評価書の作成を目指します。中立評価の結果は、中立評価人の意見であって仲裁判断のような法的拘束力はないものの、ソフトウェア分野の専門家である中立評価人の判断でありその理由も明記されますので、様々な場面でこの判断が一定の意味をもつことが期待できると考えられます。

●単独判定

中立人が単独で申し立てた申立事項に関し中立の第三者（単独判定人）が判定を行う手続で、申立てから3カ月で単独判定書の作成を目指します。この判定結果に法的な拘束力はありませんが、ソフトウェア分野について単独判定人がもつ経験や知見の専門性に基づく判断であることから様々な利用に供することができると考えられます。

SOFTICの概要

- 名　　称：一般財団法人ソフトウェア情報センター
- 英 文 名：Software Information Center（SOFTIC）
- 設　　立：昭和61年12月17日
  （財団法人ソフトウェア情報センターとして）
- 理 事 長：野村 豊弘
  専務理事：亀井 正博
  常務理事：日下 善之

付属機関

名　　称：特許・技術情報センター
英 文 名：Patent & Technology Information Center
設　　立：平成9年7月1日
センター長：日下 善之（常務理事）

付属機関

名　　称：ソフトウェア紛争解決センター
英 文 名：Software Dispute Resolution Center
設　　立：平成19年7月1日
センター長：亀井 正博（専務理事）

組 織 図

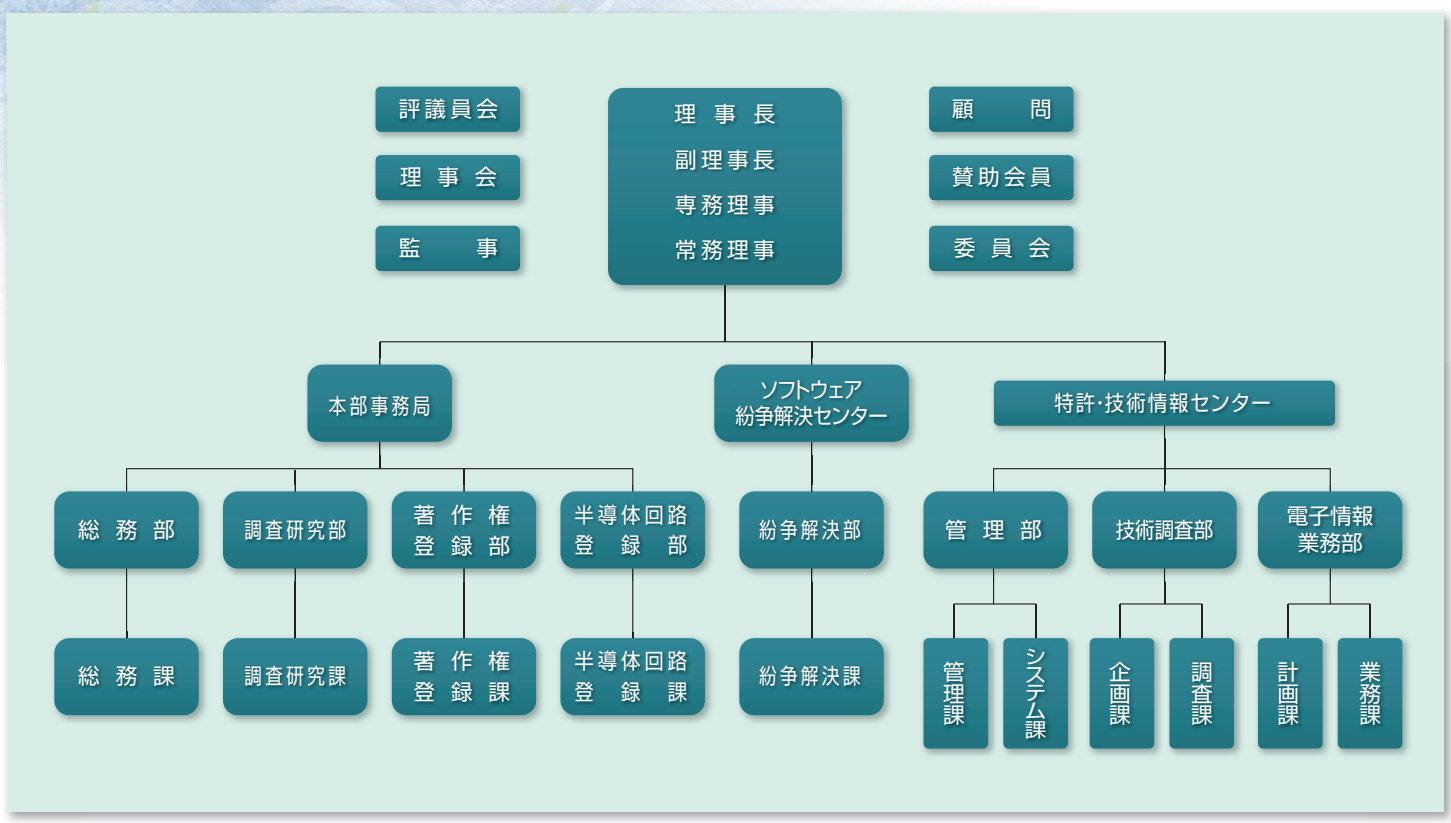

賛助会員制度

SOFTICは、幅広い各層からのご支援ご協力を得て事業を実施しています。今後、さらに事業を積極的に展開していくために、当財団の目的に賛同し、ご支援ご協力くださる方々を賛助会員として広く募集しています。

賛助会員の皆様には、「SLN」等、当財団が発行する刊行物、各種イベントの案内等をお送りしますが、さらに、次の特典があります。

賛助会員の特典

委員会活動への参加

SOFTICに設置されている調査研究のための委員会に参加することができます。

調査研究成果報告の配布

各委員会で実施された調査研究の成果を報告書及び資料として配布いたします。

シンポジウム、セミナー等への優待参加

SOFTICが主催するシンポジウム、セミナー等に優待参加料で優先的に参加できます。

●賛助会費

1事業年度につき1口30万円です。
（事業年度開始後6か月を経過した場合は1口15万円です。）

●入会方法

「入会申込書」に必要事項をご記入のうえ、事務局までお申し込みください。

組織及び組織の運営

SOFTICの運営及び活動は、産業界、学界等からの参加者により、左図の組織で行われています。理事会及び評議員会は、コンピュータメーカー、ソフトウェア企業、ユーザ企業等の産業界、法学等の学界、情報分野関係団体等からの学識経験者から構成されています。

案内図

一般財団法人 ソフトウェア情報センター
（SOFTIC）

特許・技術情報センター
（PIC,SOFTIC）

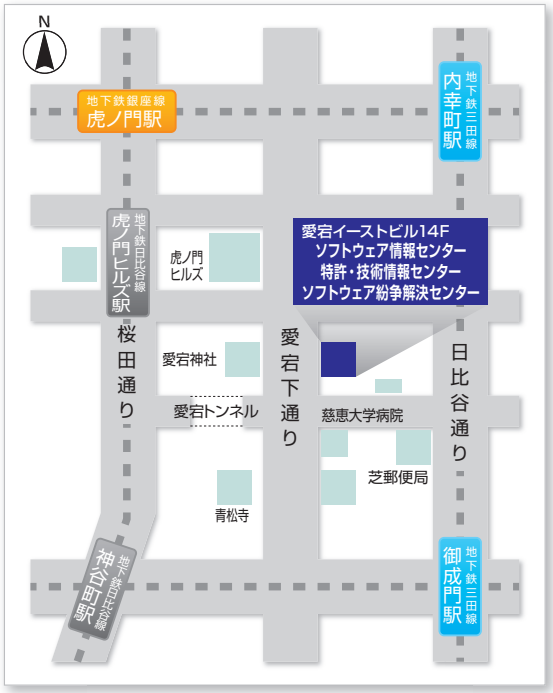

SOFTIC

一般財団法人 ソフトウェア情報センター

所在地 〒105−0003
東京都港区西新橋3丁目16番11号 愛宕イーストビル14F

TEL (03) 3437−3071

FAX (03) 3437−3398

ホームページ http://www.softic.or.jp/

E-mail secretariat@softic.or.jp

特許・技術情報センター

所在地 〒105−0003
東京都港区西新橋3丁目16番11号 愛宕イーストビル14F

TEL (03) 3431−2271

FAX (03) 3431−2275

ソフトウェア紛争解決センター

所在地 〒105−0003
東京都港区西新橋3丁目16番11号 愛宕イーストビル14F

TEL (03) 3437−3071

FAX (03) 3437−3398

E-mail kaiketsu@softic.or.jp

2025.08